



本年10月以降の「小学校休業等対応助成金」の内容について ～支給対象期間は延長、日額上限は引き下げに～

厚生労働省は、本年9月末までとされていた「小学校休業等対応助成金」(※1)の支給対象期間について、原則的な措置および特例(※2)ともに、日額上限を引き下げたうえで、11月末まで対象期間を延長する。

また、今般の延長に伴い、12月28日までとされている「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の設置期間についても、延長される予定である。

なお、労働局による働きかけにも関わらず事業者が助成金の活用に応じない場合、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の仕組みを使い、労働者による直接申請を可能とする対応についても、11月末まで延長される。

ただし個人申請については、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の仕組みを使うため、労働者が受給できる額は休業前賃金の80%にとどまるほか、申請から支給決定まで一定の期間を要し、また大企業においてはシフト制労働者等(※3)に限られるなどの課題がある。

そのため、加盟組合は、従業員が小学校等の休校に安心して対応できるよう、引き続き、特別有給休暇制度の整備と助成金の活用を会社に求めていく必要がある。

(※1) 小学校等の臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度。

(※2) 緊急事態宣言の対象区域またはまん延防止等重点措置区域に事業所のある事業主が対象。

(※3) 労働契約上、労働日が明確でない者(シフト制、日々雇用、登録型派遣)。

2022年10～11月の「小学校休業等対応助成金」の内容

<支給額>

- 休暇中に支払った賃金相当額×10/10

<日額上限>

- 原則的な特例措置：9,000円を8,355円に
- 特例：15,000円を12,000円に

(別紙)

・厚生労働省「小学校休業等対応助成金の改正内容」

(政策政治局 秋山)

【現行の制度概要】

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者を支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対して助成金を支給するもの（小学校休業等対応助成金）。また、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をするもの（小学校休業等対応支援金）。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主（小学校休業等対応助成金）
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者（小学校休業等対応支援金）

●対象となる子ども（共通）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等^(※)に通う子ども
 - ※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② 小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10（日額上限あり、下記参照）（小学校休業等対応助成金）
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、定額を支給（下記参照）（小学校休業等対応支援金）

※**個人申請**：事業主が小学校休業等対応助成金を活用しない場合は、休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請が可能。

○改正内容

令和4年10月～11月の小学校休業等対応助成金の日額上限額、小学校休業等対応支援金の支給額を、下表のとおりとする。

		令和4年3月～9月	令和4年10～11月
小学校休業等 対応助成金 (日額上限額)	原則的な措置	9,000円	8,355円
	特例(※)	15,000円	12,000円
小学校休業等 対応支援金 (支給額)	原則的な措置	4,500円	4,177円
	特例(※)	7,500円	6,000円

(※) 緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある事業主